
成果連動型民間委託契約方式による事業(PFS)の 普及促進に向けた政府の取組状況について

令和2年1月28日

内閣府 成果連動型事業推進室参事官 石田 直美

PFSの普及促進に向けた政府方針について①

主な閣議決定

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

第2章5.（7） ③共助・共生社会づくり

（SDGs実現に向けた社会的ファイナンスの促進等による共助社会づくり）

SDGs実現を含む社会的課題の解決に寄与する公益活動に民間の資金、人材を広く呼び込むよう、社会的ファイナンスの活用を促進する。

このため、休眠預金等活用制度に基づき民間公益活動を支援する取組が2019年度中に始まることに伴い、その着実な進展を図る。情報発信を強化し、同制度への幅広い理解を促す。また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進を図るとともに、地域の社会的課題に民間の立場から取り組む社会的事業の創出環境の整備を進める。

第3章2.（1） ③EBPMをはじめとする行政改革の推進

(ii) 自助・共助・公助の役割分担の見直し

少子高齢化の進展と財政制約の下、多様な公的サービスが求められていく中において、これまでの自助・共助・公助の役割分担にとらわれることなく、新たな仕組み、新たな連携を通じて社会的課題をより効率的、効果的に解決していくことが重要である。公共サービスの在り方を、制度の持続可能性の確保の観点から見直すとともに、そこに新たな経済活力が生まれるよう、多様な分野のサービスの担い手、資金、ノウハウ等を新結合し、活性化させていく仕組みを構築していくことが重要である。

こうした観点から、成果連動型インセンティブをはじめとする民間資金・ノウハウを引き出す公契約・普及方策の検討、既存の公的資産の多様な利活用に向けた規制改革、官・公益・民間の間の人材交流の促進に向けた阻害要因の除去、既存市場や公共サービス分野への多様な参加者の参入促進、休眠預金等や所有者不明土地など未活用資産をこれまでにない方法で利活用する取組を推進する。

PFSの普及促進に向けた政府方針について②

主な閣議決定

○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

I. 6. 次世代インフラ（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) PPP/PFI手法の導入加速

（前略）

行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する。

②成果連動型民間委託契約方式の普及促進

・内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して2019年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果は更に重点3分野以外へ確実に横展開させる。

・アクションプランでは、先行事例に取り組んでいる自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえた上で、成果指標、評価方法、支払条件等に関するガイドラインの整備手順、成果指標評価の前提となるエビデンス構築の進め方等について具体的に定める。

・内閣府は2019年度中に国内外での先進事例を調査・整理し、その成果を基に成果連動型民間委託契約方式を普及・啓発するポータルサイトを構築する。

・内閣府は自治体による更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、成果連動型民間委託契約の導入を支援するための調査を行い、事例を蓄積する。

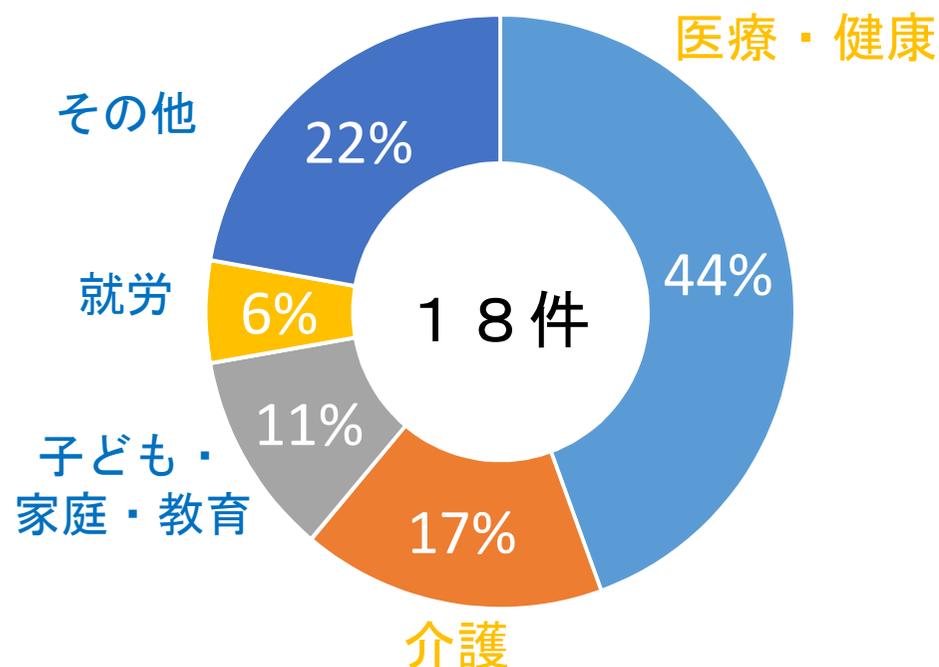
・厚生労働省は医療・健康、介護分野における交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおいて成果連動型民間委託契約の導入の検討を進める。その際、複数年度にわたる委託契約の締結を促進するための方策についても検討する。

・内閣府は、成果連動型民間委託契約の補助の仕組みについて、2019年度中に英米のアウトカムファンドなどの海外事例を調査した上で検討を行う。

PFS(SIB)の実施状況

- 国内においては、PFS推進の重点分野(※)である医療・健康、介護の分野が全体の約6割を占めている。(※重点3分野:医療・健康、介護、再犯防止)
- 海外においては、就労やホームレスが全体の約6割を占めている。

国内事例(SIB・PFS)

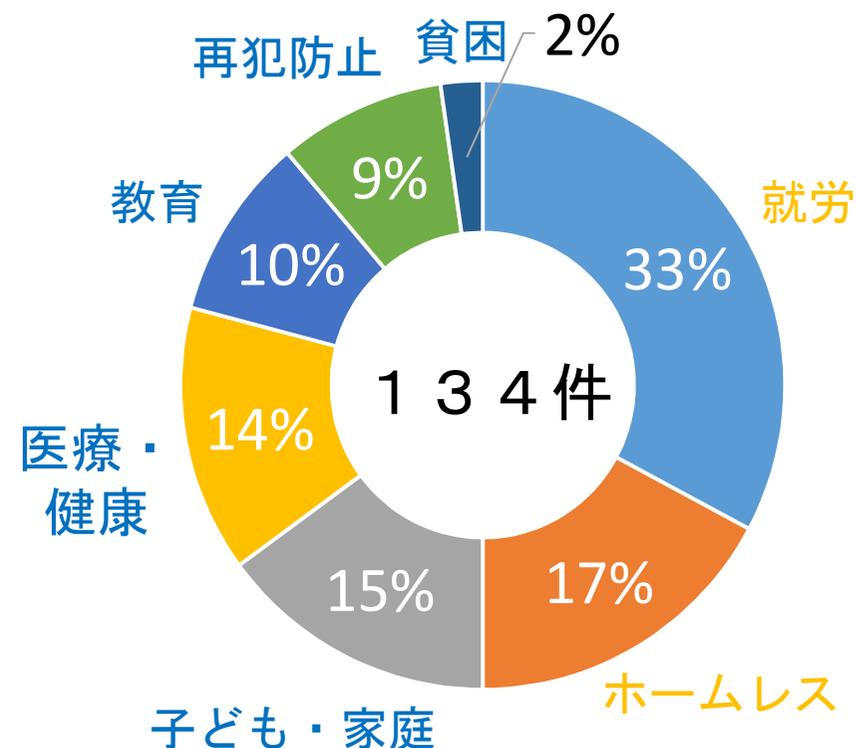


介護

(出典:内閣府アンケート(※))

※2019年2月に、PFSの検討・実施を進めている34自治体及び14事業者を対象に実施したアンケート

海外事例(SIB)



子ども・家庭

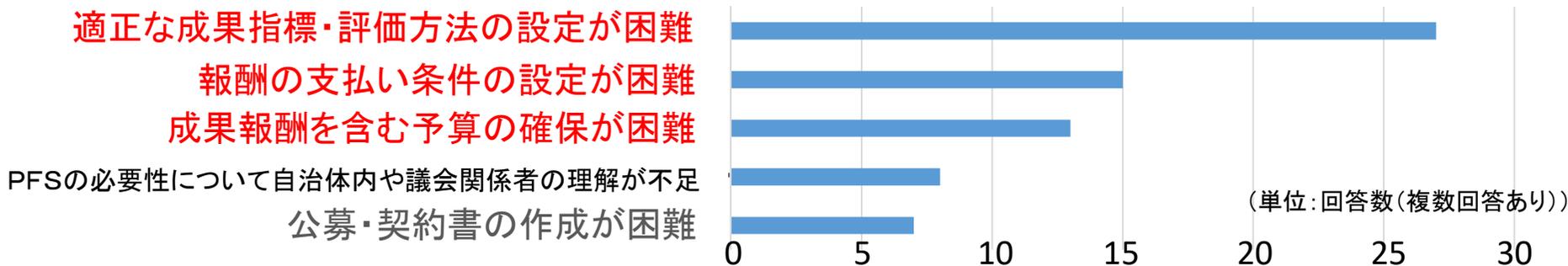
(出典:Social Financeデータベース(2019.10時点))

PFS実施上の課題等

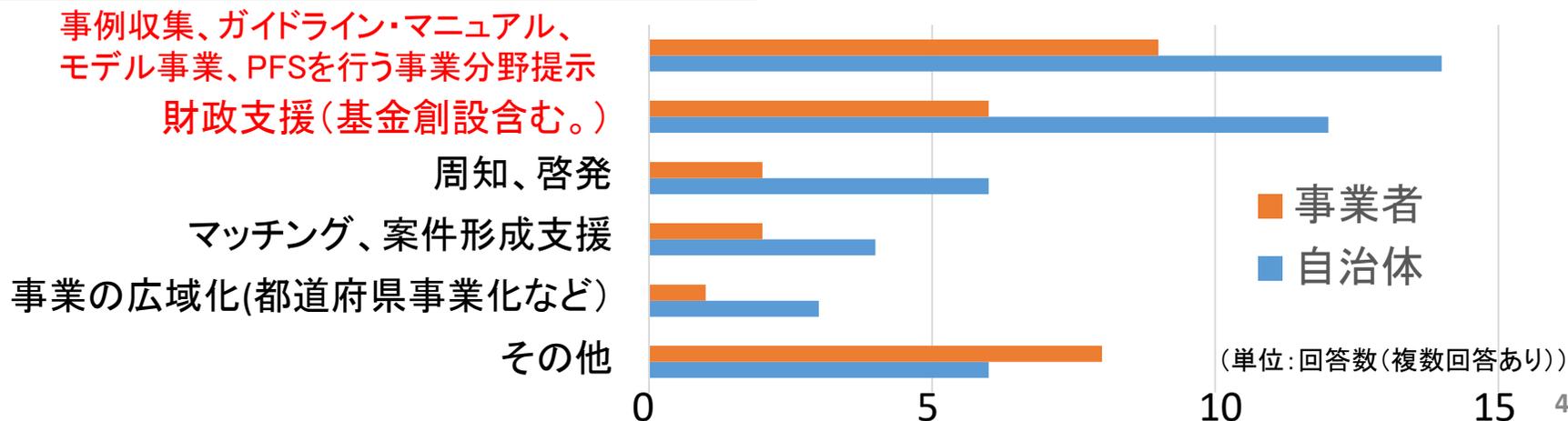
- 内閣府が実施したアンケート調査によると、自治体が単独で事業を実施する上での課題として、「**適正な成果指標等の設定**」、「**予算の確保**」などが挙げられた。
- 国に期待する役割として、「**事例収集、ガイドライン・マニュアル作成、モデル事業の実施**」や「**財政支援**」などが挙げられた。

自治体のPFS実施上の課題

※平成31年2月に、PFSの検討・実施を進めている34自治体及び14事業者を対象としたアンケート調査結果より作成。



自治体及び事業者が国に期待する役割



PFSの普及促進の方向性について

- ① 医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを策定する。
- ② アクションプランでは、自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえた上で、成果指標、評価方法、支払条件等に関するガイドラインの整備手順、成果指標評価の前提となるエビデンス構築の進め方等について具体的に定める。
- ③ 国内外での先行事例を調査・整理し、その成果を基にP F S
を普及・啓発するポータルサイトを構築・運用する。
- ④ 自治体による更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、P F Sの導入を支援するための調査を行い、事例を蓄積する。